

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件

金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第六号、第十九条の三第四号及び第三十四条の二十六第一項第五号の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

（銀行の報酬等に関する開示事項）

第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員（銀行の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又

は退職した者を含む。)であつて、銀行から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。)を受ける者のうち、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。)の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

(子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項)

第二条 規則第十九条の三第四号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象従業員等(銀行の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等)

- 規則第三十五条第一項第二十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、銀行又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受けると、銀行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項
- （銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項）

第三条 規則第三十四条の二十六第一項第五号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員（銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この号において同じ。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。）及び対象従業員等（銀行持株会社の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第二項第十五号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、銀行持株会社又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な

機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項